

敦賀駅交流施設の設置及び管理に関する条例（平成24年3月27日条例第2号）

最終改正：平成24年3月27日条例第2号

改正内容：平成24年3月27日条例第2号[平成26年3月26日]

○敦賀駅交流施設の設置及び管理に関する条例

平成24年3月27日条例第2号

敦賀駅交流施設の設置及び管理に関する条例

（目的及び設置）

第1条 市民の交流の場を提供するとともに、敦賀市の商工業及び観光の振興に寄与するため、敦賀駅交流施設（以下「交流施設」という。）を設置する。

（位置）

第2条 交流施設は、敦賀市鉄輪町1丁目1番19号に置く。

（業務）

第3条 交流施設は、第1条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するため次に掲げる業務を行う。

- (1) 商工業及び観光の振興のための施設、設備及び飲食物等の提供
- (2) 市民の交流、文化教養の向上及び余暇活動に必要な施設及び設備の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者による管理）

第4条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、交流施設の管理を法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 前項の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、交流施設の管理上特別の事由がある場合として規則で定める場合にあっては、前項の規定により申請することができるものを指名することができる。

（指定管理者の指定の基準）

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に適合しているもののうち、設置目的を最も効果的に達成することができると認めるものを、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 交流施設の効用を最大限に発揮するとともに管理の経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 交流施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流施設の管理を効果的かつ効率的に行うために必要なものとして規則で定める基準

（指定の公示等）

第6条 市長は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公示しなければならない。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも同様とする。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第7条 指定管理者が行う交流施設の管理の業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用の制限その他の利用に関する業務を行うこと。
- (2) 第3条第1号及び第2号の施設及び設備の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務を行うこと。
- (3) 交流施設の維持管理に関する業務を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交流施設の管理に関し市長が必要と認める業務を行うこと。

（指定管理者の原状回復義務）

第8条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る事務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに施設、設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長の承諾を得たときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第9条 指定管理者の役員若しくは構成員若しくは交流施設の業務に従事している者又はこれらのものであった者は、交流施設の管理に關し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（開館時間）

第10条 交流施設の開館時間は、午前4時30分から午後11時30分までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て前項の開館時間を変更することができる。

（休館日）

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、休館日を定めることができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て休館日を定めることができる。

(利用の許可)

第12条 第3条第1号及び第2号に規定する施設及び設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、交流施設の利用を許可する際に交流施設の管理上必要な限度において条件を付すことができる。

(利用許可の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、交流施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他指定管理者が不適当であると認めるとき。

(許可の目的外利用等の禁止)

第14条 第12条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に交流施設を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(施設等の損傷又は滅失の届出)

第15条 施設又は設備を損傷し、又は滅失させた者は、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用許可の取消し等)

第16条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の許可(以下「利用許可」という。)を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用の条件を変更することができる。

(1) 利用許可の申請に虚偽の事実があったとき。

(2) 第13条の規定に該当するものと認めたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) その他管理運営上やむを得ない事由により特に必要があると認めたとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金)

第17条 交流施設における第3条第1号に規定する施設及び設備を利用しようとする者は、月単位で別表第1に掲げる利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 交流施設における第3条第2号に規定する施設を利用しようとする者は、別表第2及び別表第3に掲げる利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、後納させることができる。

3 利用料金の額は、前2項に定める額を超えない範囲内で指定管理者が定める額とする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。

4 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

(利用料金の免除)

第18条 指定管理者は、公用又は公共の用のために交流施設を利用する場合で特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の還付)

第19条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 災害その他やむを得ない事由により交流施設を利用できなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰することができない事由により施設を利用できなくなったとき。

(特別な設備等の許可)

第20条 利用者は、交流施設に特別な設備器具を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により生じる経費は利用者の負担とし、利用許可を取り消し、又は利用を中止させ、若しくは利用条件を変更した場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者はその責めを負わない。

(原状回復の義務)

第21条 利用者は、交流施設の利用を終了したとき、第16条第1項の規定により利用許可を取り消されたとき、又は前条第1項の規定により特別な設備器具を設置し、若しくは施設の原状を変更したときは、直ちに当該施設を原状に回復し、指定管理者の点検を受けなければならない。

2 利用者が前項の規定を履行しないときは、市長が利用者に代わってこれを執行し、その費用は利用者の負担とする。

(入場の制限及び退去)

第22条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、交流施設への入場を禁止し、又は交流施設から退去させることができる。

(1) 感染症の疾患者又は泥酔者

(2) 他人の迷惑となる物品、器具等を携帯している者

(3) 他人に迷惑及び被害若しくは危険を及ぼすおそれがあると認められる者

(4) その他管理上支障があると認められる者

(損害賠償)

第23条 利用者又は入場者は、故意又は過失により施設、附属設備、器具等を汚損し、損壊し、又は滅失したときは、市長が定める額を賠償しな

ければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(平成26年規則第10号で平成26年3月26日から施行)

(準備行為)

2 この条例の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続、利用料金の承認その他条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 飲食物販施設の利用料金(第17条関係)

区分	金額
飲食物販施設	売上金額に100分の25を乗じて得た額

備考 飲食物販施設の利用に係る電気、電話、上下水道等の費用で指定管理者の指定するものは利用者の負担とする。

別表第2 ギャラリー等の利用料金(第17条関係)

区分	金額	
ギャラリー 休憩所	1平方メートルにつき1時間当たり 5	円
ポスター等の掲示	1枚(日本工業規格B列1番まで)につき 1週間当たり 1,000	円

備考

- 1 電気、上下水道等を利用する場合は、実費を徴収する。
- 2 利用者が営業、宣伝その他これらに類する目的で利用する場合は、当該利用料金に5割を乗じて得た額を加算する。

別表第3 多目的室の利用料金(第17条関係)

時間区分 室名	午前	午後	夜間	全日
多目的室	円 1,300	円 1,500	円 1,900	円 4,200

備考

- 1 午前とは9時から12時まで、午後とは13時から17時まで、夜間とは18時から22時までとする。
 - 2 利用者が入場料その他これに類するものを徴収する場合又は利用者が営業、宣伝その他これらに類する目的をもって無料で入場させる場合の利用料金は、当該利用料金に5割を乗じて得た額を加算する。
 - 3 利用料金の時間区分以外の時間(12時から13時まで及び17時から18時までに限る。)に多目的室を使用する場合の利用料金については、その利用時間1時間(1時間に満たないときは、1時間とする。)につき午後の利用料金に3割を乗じて得た額を徴収する。
 - 4 市外に住所を有する者が利用する場合の利用料金は、当該利用料金に3割を乗じて得た額を加算する。
-